

高知県安芸市 地域おこし協力隊募集要項

安芸市は、県都高知市から東へ約 40km に位置する田園都市で、県東部地域最大の市街地を形成しています。市の中心を安芸川、伊尾木川の 2 大河川が四国山脈から太平洋に流れ、南国土佐の陽光のもとで、日本一の施設園芸地帯から生産される「なす」や中山間地域の「ゆず」、また、藩政時代の面影を伝える武家屋敷が残る町並み「土居廓中」や、昭和 40 年からキャンプを張る「阪神タイガース」、岩崎彌太郎生家と三菱グループ源流の地、書道、童謡、陶芸が自慢のまちです。

豊かな自然や歴史と文化の香るまちですが、人口の減少と少子高齢化が進み、地域活動や産業の担い手不足が大きな課題となっています。

安芸市が未来にわたり持続、発展していくため、都市部の意欲ある人材を誘致し、新たな発想・知恵・力で安芸市の活性化を図るため「地域おこし協力隊」を次のとおり募集します。

1. 募集人員

2名

2. 活動内容

協力隊の活動は、別に定める安芸市地域おこし協力隊設置要綱を基本にし、移住・定住施策の促進、観光振興の活動に従事していただきます。以下は活動内容の例示です。

【移住・定住促進の協力隊】1名

- ・移住や定住の相談対応
- ・移住者への安芸市内の案内活動
- ・空き家の掘り起こしや空き家バンクの管理・運営
- ・移住希望者や移住者に向けた SNS 等の魅力発信
- ・安芸市内の移住者支援団体での各種活動
- ・移住者用の交流事業の企画・運営
- ・その他安芸市内への移住・定住者増に資すること

【観光振興の協力隊】1名

- ・本市の観光資源の確認、掘り起こしとともに、既存の観光資源のブラッシュアップ
- ・安芸市が現在取り組んでいる体験型観光プログラムの企画立案、調整、実施
- ・平成 31 年 2 月より開催中の「リョーマの休日 自然&体験キャンペーン」への取組
- ・ボランティアガイドや「安芸釜あげちりめん井楽会」などの市民団体活動への参加や各種イベントの手伝い
- ・その他、本市の観光振興をはじめ地域振興に関することなど

安芸市地域おこし協力隊設置要綱【抜粋】

- (1) 地域行事や地域コミュニティ活動に関する活動
- (2) 集落活動センターの運営に関する活動
- (3) 地域住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域資源の発掘及び地域資源の活用に関する活動
- (5) 農林畜産業への支援活動
- (6) 観光交流事業に関する支援活動
- (7) その他、地域力の維持と地域おこし及び地域活性化に資する活動

※ 勤務時間中は上記以外の個人的な活動は認められません。

3. 募集対象

下記 (1) ～ (13) 全ての要件を満たす方

- (1) 年齢 20 歳以上、60 歳以下の方
- (2) 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等から安芸市内へ移し、住民票を異動させることができる方
- (3) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意志のある方
- (4) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (5) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (6) 協力隊終了後も本市に定住する意思のある方
- (7) 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- (8) 何事にも前向きに挑戦する意欲のある方
- (9) 普通自動車運転免許を取得している方
- (10) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- (11) 活動に際して市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (12) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (13) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方

4. 勤務地・活動地域

【移住・定住促進】 安芸市役所企画調整課・安芸市全域

【観光振興】 安芸市役所商工観光水産課・安芸市全域

5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 4 日間（月 16 日間）
- (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分、週 31 時間）

※ 夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。

6. 雇用形態及び期間

- (1) 安芸市の非常勤職員として安芸市長が委嘱します。
- (2) 初年度の委嘱期間は委嘱日から令和2年3月31日までです。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長3年間とします。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7. 報酬

月額 166,000 円

※ その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

8. 待遇及び福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。
- (2) 勤務時間中はパソコンと公用車等の備品を貸与します。
- (3) 安芸市での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。公用車は私用では使えません。
- (4) 住居については、市が用意する住宅に居住してもらいます。一月あたり 5,000 円程度の個人負担が必要な場合があります。水道光熱費等は個人負担です。
- (5) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。

9. 応募手続

(1) 申込受付期間

随時受付

郵送で受け付けます。尚、提出した書類は返却しません。採用者が決定次第締め切ります。

(2) 提出書類

- ・ 応募用紙
- ・ 履歴書（市販のもので可。写真添付。）
- ・ 住民票
- ・ レポート（A4 で書式自由）

題名「安芸市の地域おこし協力隊員として活かしたい私の能力」について、400 文字以上で作文を作成して下さい。

(3) 申込・お問合せ先

〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40

安芸市役所企画調整課まちづくり係 電話 0887-35-1012

メールアドレス: machizukuri@city.aki.lg.jp

10. 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、文書で全員に通知します。

※住民票の異動は委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。やむを得ず、委嘱日以前に住民票の異動が必要な場合は事前にご相談ください。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。現地案内等を希望される場合は必ず担当まで事前連絡してください。